

◎新潟県告示第802号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は、令和元年12月27日から令和2年1月24日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所並びに新潟市都市政策部港湾空港課において縦覧に供する。

令和元年12月27日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 出願の年月日

令和元年12月16日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、①の地点と③の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から195度20分40秒3,053.35mの地点

②の地点 ①の地点から 155度04分00秒 11.92mの地点

③の地点 ②の地点から 195度40分29秒 100.55mの地点

(3) 面積

1,097.36㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地内並びにこれらの土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①[〃]の地点と⑧[〃]の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①[〃]の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から193度16分05秒3,005.94mの地点

②[〃]の地点 ①[〃]の地点から 195度40分32秒 208.75mの地点

③[〃]の地点 ②[〃]の地点から 285度40分32秒 125.40mの地点

④[〃]の地点 ③[〃]の地点から 15度19分48秒 49.87mの地点

⑤[〃]の地点 ④[〃]の地点から 106度16分02秒 3.21mの地点

⑥[〃]の地点 ⑤[〃]の地点から 16度22分36秒 110.28mの地点

⑦[〃]の地点 ⑥[〃]の地点から 287度22分30秒 2.55mの地点

⑧[〃]の地点 ⑦[〃]の地点から 16度37分59秒 48.57mの地点

(3) 面積

25,687.41㎡

5 埋立地の用途

緑地